

豊中市犯罪被害者等相談支援ネットワーク会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本市において、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族または遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）の支援のあり方等について検討するため、豊中市犯罪被害者等相談支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 豊中市の支援が必要と認める犯罪被害者等に対する迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び支援策の検討・協議に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の自立支援に関すること。
- (3) 関係機関等との連携・調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員で構成する。

- 2 議長は、市民協働部理事、副議長は、市民協働部人権政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる構成機関より選任された支援に関わる者をもって充てる。

(議長)

第4条 議長は、ネットワーク会議を総理する。

- 2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(ネットワーク会議)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて議長が招集する。

(関係者の出席等)

第6条 ネットワーク会議において議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(ケース検討会議)

第7条 ネットワーク会議には、豊中市の支援が必要と認める犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うためのケース検討会議を設置することができる。

る。

(1) 大阪府犯罪被害者等支援条例に基づく大阪府被害者支援調整会議が設置され、本市に出席要請があったケースに関すること

(2) その他、議長が必要と認めるケースに関すること。

2 ケース検討会議は、議長及び議長が指名した当該事例に関する協議に必要な関係者でもって構成する。

3 ケース検討会議は、必要に応じて議長が招集する。

4 議長は、ケース検討会議での調査、検討及び調整の結果を取りまとめて、ネットワーク会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 ネットワーク会議の出席者は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第9条 ネットワーク会議の事務局は、市民協働部人権政策課内に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営等に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表 構成機関

議	長	市民協働部理事
副	議 長	市民協働部人権政策課長
委	員	都市経営部危機管理課
		市民協働部人権政策課
		市民協働部くらし支援課
		福祉部地域共生課
		福祉部福祉事務所
		福祉部障害福祉課
		福祉部長寿安心課
		健康医療部医療支援課
		健康医療部保険相談課
		こども未来部こども安心課
		こども未来部こども事業課
		こども未来部子育て給付課
		都市計画推進部住宅課
		教育委員会事務局学務保健課
		教育委員会事務局児童生徒課
		一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
		公益財団法人とよなか国際交流協会
		社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
		大阪府豊中警察署総務課
		大阪府豊中南警察署総務課
大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会		